

本人特定事項の確認書類について（法人預金用）

提出いただいた本人特定事項の確認書類は返却しません。

なお、確認書類に基づき、事業内容等についてお尋ねする場合があります、その結果、書類の追加提出をお願いしたり、口座開設をお断りすることがあります。

1 法人、組合などの確認書類

◎ **法人格を有する団体** 以下の【Aの書類】ならびに【Bの書類】をあわせてご用意ください。（A、Bともに必要です。）

【Aの書類】 以下のすべての書類をご提出ください。

設立の登記に係る登記事項証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内 ・登記事項証明書は、「現在事項全部証明書」、「履歴事項全部証明書」のどちらかをご提出ください。
印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内

+

【Bの書類】 以下の書類いずれか1点をご提出ください。（書類送付先住所を指定する場合は、指定の住所が記載された書類をご提出ください。）

国税・地方税などの納税証明書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収証書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収証書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話は除く）、NHK

◎ **マンション管理組合** 以下のすべての書類をご用意ください。

管理規約（原本のコピー）	・役員（または理事長）の任期かつ規約の発効年月日が記載されていることを確認してください。
議事録①（原本のコピー）	・現理事長の選任時の議事録をご提出ください。
議事録②（原本のコピー）	・当社へ預け入れする旨の決議を行った際の議事録をご提出ください。

※管理組合法人のお客さまは、「法人格を有する団体」の確認書類をご提出ください。

◎ **有限責任事業組合、投資事業有限責任組合** 以下のすべての書類をご提出ください。

設立の登記に係る登記事項証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
組合の印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
組合契約書（原本のコピー）	
預金取引担当者の届出書	・当社と預金取引を行う担当者を全組合員の中から選任し、届け出てください。 ・各組合員の方の捺印箇所がありますが、各組合員の印鑑証明書は必要ありません。

■ **書類送付先住所の確認書類** ▼以下のケースに該当する場合、上記書類に加えて以下の書類のいずれか1点が必要です。

郵便物の送付先に登記上住所ではなく事業所などを希望する場合

（※法人格を有する団体で、書類送付先住所を指定する場合、上記【Bの書類】に指定の住所が記載されていれば、重複での提出は不要です。）

国税・地方税などの納税証明書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収証書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収証書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話は除く）、NHK

2 本人名義の指定先口座の確認書類 ▼以下の書類どちらか1点をご提出ください。

通帳（コピー）	・「金融機関名」「支店名」「科目名」「口座番号」「預金名義」が記載された通帳の見開きページの写しをご提出ください。
お取引明細（コピー）	・「金融機関名」「支店名」「科目名」「口座番号」「預金名義」が確認できる明細

・指定口座は、当社から預金払い戻しを行う際の受取口座（他金融機関）で、口座開設時にあらかじめ登録していただきます。

・指定口座の名義は、「法人eダイレクト普通預金」と同一名義人に限ります。

3 口座管理者の確認書類

【Aの書類】からいずれか2点 または 【Aの書類】からいずれか1点+【Bの書類】からいずれか1点の合計2点 をご提出ください。

【Aの書類】（「氏名、生年月日、自宅住所」が表示されている書類）

運転免許証（コピー） または運転経歴証明書（コピー）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。 ・「免許条件」欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
在留カード（コピー） 特別永住者証明書（コピー）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。
日本政府発行のパスポート（コピー）	・有効期限内 ・「顔写真のページ」と「所持人記入欄（住所記載）」のページをコピーしてください。 ・2020年2月4日以降に申請されたパスポートは「所持人記入欄（住所記載）」のページが無い場合、本人確認書類として利用できません。
マイナンバー（個人番号）カード（コピー）	・有効期限内 ・ 表面のみ をコピーしてください。
印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
住民票の写し（原本） （※「住民票の写し」とはコピーのことではありません。）	・作成、発行日から6カ月以内 ・「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載のないものをご提出ください。 （「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載がある場合、該当箇所をすべて塗りつぶしてください。）
各種健康保険証（コピー）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。 ・「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」は塗りつぶしてください。

【Bの書類】（「氏名、自宅住所」が表示されている書類）

国税・地方税などの納税証明書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収証書（コピー）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収証書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話は除く）、NHK